

議案第85号 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例に対する修正動議

上記の動議を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により提出します。

令和6年12月20日

鈴鹿市議会議長

池上 茂樹 様

提出者

鈴鹿市議会議員 中西 大輔

鈴鹿市議会議員 市川 昇

鈴鹿市議会議員 藤井 栄治

提案理由

議案第85号 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対して、市立体育館電灯使用料では競技場の使用面積がその床面積の2分の1を超える場合の区分に、JISスポーツ照明基準に対応した「4分の1点灯」を追加し、その1時間当たりの使用料として「1,000円」とすることと、冷暖房設備使用料について1時間当たりの使用料を正体育館「3,300円」、副体育館「1,320円」とする修正を提案するものです。

議案第85号 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正について
市立体育館電灯使用料に係る別表第1（第6条関係）について、以下のように修正することを提案する。

修正後					修正前				
別表第1（第6条関係） 略 略					別表第1（第6条関係） 略 略				
備考 1～6 略 7 電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。					備考 1～6 略 7 電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。				
区分	1時間当たりの額				区分	1時間当たりの額			
	競技場の使用面積がその床面積の2分の1を超える場合	競技場の使用面積がその床面積の3分の1を超え2分の1以下である場合	競技場の使用面積がその床面積の3分の1以下である場合			競技場の使用面積がその床面積の2分の1を超える場合	競技場の使用面積がその床面積の3分の1を超え2分の1以下である場合	競技場の使用面積がその床面積の3分の1以下である場合	
正体育館	全点灯	4,000円	2,000円	1,330円	正体育館	全点灯	4,000円	2,000円	1,330円
	半点灯	2,000円	1,000円	660円		半点灯	2,000円	1,000円	660円
	<u>4分の1点灯</u>	<u>1,000円</u>	—	—	副体育館	全点灯	1,600円	800円	530円
副体育館	全点灯	1,600円	800円	530円		半点灯	800円	400円	260円
副体育館	半点灯	800円	400円	260円					

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額
正体育館	<u>3,300円</u>
副体育館	<u>1,320円</u>
会議室	490円

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額		
	<u>競技場の使用面積がその床面積の2分の1を超える場合</u>	<u>競技場の使用面積がその床面積の3分の1を超え2分の1以下である場合</u>	<u>競技場の使用面積がその床面積の3分の1以下である場合</u>
正体育館	<u>9,900円</u>	<u>4,950円</u>	<u>3,300円</u>
副体育館	<u>3,960円</u>	<u>1,980円</u>	<u>1,320円</u>
会議室	490円		